

平成30年度 社会福祉法人 台東区社会福祉事業団

児童厚生員（短時間労働者）募集要項

1 募集内容 児童厚生員 短時間労働者（A・B） 若干名

2 応募資格

児童福祉事業に熱意があり、高等学校以上を卒業し、次のいずれかに該当する者

- ①地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校等を卒業した者
- ②保育士の資格を有するもので次に掲げる者
 - ・厚生労働大臣の指定する保育士養成所を卒業した者
 - ・保育士試験に合格した者
- ③社会福祉士の資格を有する者
- ④学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校若しくは幼稚園の教諭となる資格を有する者
- ⑤高等学校等を卒業し、児童福祉施設において概ね2年以上(※1)児童を直接指導、保育する業務に従事した経験のある者
- ⑥次のいずれかに該当し、児童厚生施設の設置者が適当と認めた者
 - ・学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ・学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
 - ・学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ・外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者



(※1) 週5日6時間勤務を要す。

上記より勤務時間が短い場合は勤務総時間数3,000時間を目安とします。

当事業団書式「在職証明書」にて勤務証明が必要です。

3 採用予定年月日 平成30年4月以降 応相談

4 選考

- (1) 日時 1次選考・・・書類選考（応募資格の有無の確認）
就業体験・・・書類選考後
2次選考・・・就業体験後
- (2) 選考会場 台東区立三ノ輪福祉センター2階
住所：東京都台東区三ノ輪1-27-11
交通：東京メトロ 日比谷線 三ノ輪駅③番出口 徒歩1分
- (3) 選考方法 1) 1次選考 書類選考

就業体験 (於：台東区内児童館)
交通費程度支給

2) 2次選考 個別面接 20分程度

5 合格発表 一次選考 電話連絡・本人宛郵送（予定）
二次選考 本人宛郵送（予定）

6 受験手続

(1) 申込方法

申込先に電話連絡の上、下記のとおり提出して下さい

- ①受験申込書 1・2
- ②応募資格を証明する書類の写し

※受験申込書・在職証明書はホームページ<http://taitoswc.org/>よりダウンロードできます。

※郵送にて提出の場合は**特定記録**つきの郵便でお送り下さい。

(2) 申込期限

随時

(3) 申込先

社会福祉法人 台東区社会福祉事業団

総務課 梅津・千葉・開原

住所：〒110-0011 東京都台東区三ノ輪1-27-11

三ノ輪福祉センター3階

電話：03(5603)2228(平日8:30~17:15)

交通：東京メトロ 日比谷線 三ノ輪駅③番出口 徒歩1分

7 勤務場所及び職務内容

(1) 勤務場所 台東区内の児童館及びこどもクラブ(学童保育)

(2) 職務内容 児童の育成及び遊びの指導並びに施設の管理業務(障害児対応含む)
行事の企画・書類作成、パソコンでのおたより作成など

8 勤務条件

【A】

項目	内 容
報酬	月額188,800円 毎月26日支払
勤務日	週4日勤務 (児童館配属の場合：日曜勤務 月2~3回程度)
勤務時間	7時45分から19時15分の間の8時間(シフト制)

【B】

項目	内 容
報酬	月額178,300円 毎月26日支払
勤務日	週5日勤務
勤務時間	7時45分から19時15分の間の6時間(シフト制)

【A・B共通項目】

項目	内 容
手当	通勤手当 1ヶ月運賃相当額を毎月支給(ただし、限度額35,000円) 時間外勤務手当あり、賞与・退職金なし
雇用期間	採用日から平成30年3月31日まで
昇給制度	年度(4月から翌年3月)を単位とし、雇用更新した場合3年目以降有 (ただし、通算勤務6カ月以上で1年換算)
休日	国民の祝日(5月5日が勤務日にあたる場合及び毎月第2日曜日以外の日曜日にあたる場合を除く)12月29日から翌年1月3日、勤務日以外の日、毎月第2日曜日
有給休暇	年間(4月~3月)初年度10日付与(採用月により異なる) 雇用更新した場合、労働基準法に準じた日数を付与
福利厚生	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、貸与被服、健康診断等
その他	①勤務日、勤務時間は、館の運営・行事等により変更することがある ②雇用更新については、雇用契約満了時における使用者側の事業規模等及び勤務成績が良好で、職務に必要な知識・技能を有し、健康であると認められる場合に更新を行う ③夏季休暇あり

9 その他

内定後、採用前に健康診断があります。

なお、3か月以内の健診結果をお持ちの場合、代用できることがあります。
(詳細は担当まで)